



新川中央第七町内会 会 則

昭和46年 1 月 3 日一部改正

昭和49年 1 月20日 〃

昭和50年 4 月27日 〃

昭和54年 4 月15日 〃

昭和55年 4 月13日 〃

昭和56年 4 月18日 〃

昭和57年 4 月10日 〃

昭和58年 4 月16日一部改正

昭和62年 4 月18日 〃

平成 7 年 4 月15日 〃

平成 8 年 4 月13日 〃

平成11年 4 月17日 〃

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は新川中央第七町内会と称す。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、会長宅または会長の指定した場所に置く。

(組 織)

第3条 本会は全地域住民をもって組織し、若干の班に分けて編成する。

(目 的)

第4条 本会は会員相互の融和と親睦を図り、健全明朗なる地域社会の実現とあわせて、町内の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市・道広報の配布および町内会連絡事務。
- (2) 各種公共団体及び新川さくら並木連合町内会・新川街路灯組合等が行う業務の代行または協力。
- (3) 親睦を目的とするレクリエーション等の行事。
- (4) 本会の功労者または社会的善行者の表彰。
- (5) 会員及びその同居家族の死亡に対する弔慰。
- (6) その他必要と認めた事業。

第2章 役員及び顧問

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名

(4) 幹 事 若干名

(5) 監査役 2 名

(6) 班 長 若干名

(役員選出と任期)

第7条 役員は総会において選出するものとし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 役員のうち班長については、班内居住者の中から輪番によって会長が委嘱するものとし、その任期は1ヶ年とする。

ただし、事情により輪番の順序を変更し、または再任することを妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 会計は会計経理に関する業務の全般にわたり従事する。
- (4) 幹事は会務の一部を担当し、他の幹事事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 監査役は会計決算の内容を監査し、その結果を定期総会に報告する。
- (6) 班長はその班内の会務および連絡に従事する。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を若干名置くことができる。

② 顧問は総会の承認を経て会長が委嘱する。

③ 顧問は会長の諮問に応え、主要事項について答申する。

(書記・嘱託)

第10条 本会は必要に応じ、書記および囑託を置くことができる。

- ② 書記および囑託は、役員会の承認を経て会長が任免する。

第3章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会・役員会・常任役員会および三役会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第12条 総会は定時と臨時総会とに分け、定時総会は毎年1回これを開催し、臨時総会は会長または役員会が必要と認めた時に開催する。

(役 員 会)

第13条 役員会は監査役を除く役員をもって構成し、会長が必要と認めた事項につき、その都度開催する。

(常任役員会)

第14条 常任役員会は監査役および班長を除く役員をもって構成し、会長が必要と認めた時、その都度開催する。

- ② 常任役員会は、総会・役員会の準備および総会・役員会より委任された事項について協議・実行するものとする。

(三 役 会)

第14条の2 会長、副会長、会計をもって三役会を構成し、会長が必要と認めた時、その都度開催する。

- ② 三役会は会務の重要事項を審議し、その結果を常任役員会または役員会に提案する。

- ③ 必要に応じ幹事（総務部長）の参画を認める。

(決 議)

第15条 会議の議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。ただし、可否同数の時は議長が決定する。

(議 長)

第16条 会議の議長は次のとおりとする。

- (1) 総 会 出席者中より互選
- (2) 役 員 会 副会長の輪番
- (3) 常任役員会 会 長
- (4) 三 役 会 会 長

第4章 会 計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経 費)

第18条 本会の経費は会費・特別会費・会館使用料・寄付金および雑収入をもってあてる。

(予 算)

第19条 会計経理は総会において承認された予算によって行う。

(決 算)

第20条 会計決算は定時総会に報告して承認を求めなければならない。

(金銭取扱い)

第21条 本会の収入金はその都度郵便貯金および銀行預金に預入れし、帳簿は会計が保管する。

(印 鑑)

第22条 本会の印鑑は会長または会長の指定する役員が保管する。

(帳憑保管)

第23条 会計に関する帳簿および証拠書類は5年間保存しなければならない。

第5章 付 則

第24条 この会則に定めのない事項は、そのことの軽重により、総会または役員会で協議する。

第25条 この会則は総会の決議によらなければ、改正または廃止することができない。

第26条 この会則は昭和45年4月1日から施行する。

内 規

1 幹事は互選により次の部門を担当する。各部には必要に応じ副部長を置くことができる。

総務部、文教部、防犯防災部、環境部、交通部、女性部、福祉部、体育部、広報部

② 環境部の副部長は、それぞれ土木、衛生、街灯の職務を分担する。

2 各部は総会の議決を経て別に部則を設け活動することができる。

3 原則として毎月7日を定例役員会（常会）開催日とする。

時間 午後7時 場所 町内会館

4 会則第5条第5項の弔慰については原則として次のとおりとする。

(イ) 会員および同居家族が死亡した時は、世帯主とその配偶者の香料10,000円、同居家族の香料5,000円。

(ロ) 世帯主およびその配偶者が死亡した時は、別に花輪1基。

5 本会の備品は会員の慶弔等で必要とする時、会長の承認を経て貸出しすることができる。ただし、破損・紛失の時は借用者が負担する。

6 地域内に、会社・事務所・店舗等を有する事業主からは、応分の特別会費賛助を受ける。

7 本会の役員（班長を除く）に選出され、その任期が通算5年以上に及んだ者および功労者に対しては表彰することができる。

8 本会の役員が当町内会を代表して連合町内会、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体等が行う行事・会合に参加するため、会費、分担金等臨時の出費を要する時は、当町内会が負担するものとする。

9 町内所在の子ども会の活動を助成し、その健全なる発展を促進するため次のとおり定める。

(イ) 子ども会役員と町内会役員は、それぞれの目的を達成するため、相互に協力するものとする。

(ロ) 子ども会の会長・副会長は、町内会役員会に出席して意見を述べることができる。

10 本会の班編成については、会員数の増減に応じ、定例役員会において関連する会員の意見を参考として、班を新設または合併することができる。

編 集 後 記

今野 美香

まず、今回の記念誌発刊に当たりご尽力いただいた、東和プリントの鈴木頼昌様、第七町内会坂田康弘会長初めご協力いただいた全ての方々に、御礼申し上げます。

まだコロナ禍など誰も夢にも思わなかった2019年、第七町内会創立50周年記念プロジェクトチームが結成され、50周年記念に何をするかミーティングが持たれた。式典、バーベキュー大会、子ども祭り、記念品配布等、夢は膨らんだが、この時はまだ記念誌発刊には二の足を踏んでいた。これまでに発刊された「あゆみ」の完成度が高く、それに匹敵するものが作れるとは思えなかったからである。そんな折、伊藤宏一氏による鶴の一声。「節目を迎えるけじめとして、記念誌はあった方がいいんじゃないですか。」その通りだと思った。

今回の記念誌が、第七町内会の老若男女の会員の方々に一読され、第七町内会への愛着と、更なる会員相互の愛情が深まれば、幸いである。

創立50周年記念誌

「あゆみ50」

発 行 2021年10月1日(令和3年)

発行人 新川中央第七町内会
会 長 坂 田 康 弘制 作 新川中央第七町内会
執筆・編集 今 野 美 香

印 刷 株式会社 東和プリント



新川中央第七町内会